

## 仕様書

### 1 委託業務名称

「文化庁京都移転の機運を醸成するための連続講座」広報及び運営業務

### 2 履行期間

契約の日から平成31年3月29日まで

### 3 委託金額の上限

金1,500,000円(税込)

### 4 委託料の支払条件

本市において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。  
なお、前金払及び部分払は行わない。

### 5 所与の条件

#### (1) 開催日時

平成30年7月中旬～平成31年2月(出演者や会場の都合にも因るが、できる限り早期に行うことが望ましい。担当職員と調整すること。)

#### (2) 実施回数

3回(※詳細は、6「業務内容」を参照)

#### (3) 場所

京都市内で交通至便な場所(担当職員と調整すること。)

#### (4) 規模

1回当たり100人程度

### 6 業務内容

文化庁京都移転の機運を醸成し、ひいては文化庁移転の認知度を高めることを目的とする本講座の実施にあたり、市民や事業関連団体等に対する効果的な広報及び講座の運営を行う。

なお、今年度、文化庁が創立50年を迎えることから、実施3回のうち1回は、この関連企画とすること(詳細は担当職員と調整すること。)

#### (1) 広報業務

チラシ、ポスター(デザイン、印刷を含む。)作成の他、受託希望者の提案する広報の実施。

#### (2) 運営業務

会場との調整(会場使用料、設備使用料の支払い含む。)、照明・音響・映像機器等の会場運営、全体進行等の会場運営等

#### (3) 実施報告書作成業務

業務終了後、速やかに事業の概要(記録写真、原稿起こしを含む。)及び経費支出状況をまとめた事業報告書を提出すること。

#### (4) その他業務

進捗管理、連絡調整、人員確保、計理処理(出演者への謝礼等の支払いを含む。)、業務の総括その他上記に付随する業務。

※ 出演者は、基本的に1回当たり、ファシリテーター1名及びゲスト2名を招聘する。

※ 出演者への謝礼(33,411円/源泉徴収分を含む。)のほか、必要に応じて、交通費

及び宿泊費を支払うこと。ただし、出演者については、少なくとも1名は京都から招聘することを前提とする。

※ 交通費及び宿泊費は、京都市旅費条例その他の関係諸規則の規定に準じる。

## 7 提出物

### (1) 広報印刷物、当日資料等

データ及び書面等により、作成後速やかに提出

### (2) 実施報告書

各講座終了後、データ及び書面により、速やかに提出

※報告書については事前に案を作成し、本市担当職員の承認を得た後に本成果物として提出すること。

### (3) 業務完了届及び請求書

業務終了後、書面により速やかに提出

### (4) その他京都市が指示するもの

(1)～(3)のほか、京都市からの指示に応じて本業務に関する資料を提出

## 8 留意事項

(1) 本事業の開催に当たり、制作した著作物等に係る一切の権利は京都市が保有し、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。

(2) 受託者は、本業務についての秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表及び転用しないこと。

(3) 業務遂行に当たっては、京都市と綿密な情報交換を行うとともに、企画・広報内容の決定など判断を要する場合、本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、京都市の担当者に確認し、その指示に従うこと。

(4) 各種法令及び基準等を守ること。

## 9 その他

(1) 本業務委託を通して知り得た情報は、第三者へ漏えいしてはならない。

(2) 成果物に係る著作権は、本市に帰属することとし、受託者は本市の許可なく成果物の内容を公表しないこと。

(3) 本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議の上これを定めることとし、もし、協議が調わない場合は本市が定めるものとする。